

一般社団法人日本行動医学会倫理委員会規則

(目的)

第1条 一般社団法人日本行動医学会倫理委員会（以下「委員会」という）は、一般社団法人日本行動医学会会員（以下「会員」）が診療、研究等を行うにあたって必要とされる倫理的問題について、これを審議した上で委員会としての見解を示し、行動医学の健全な発展に貢献することを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、理事長からの諮問のあった次の事項について審議する

- ① 会員からの診療、研究上の倫理的問題について審議申請のあった事項
- ② 会員の診療、研究について倫理的疑義が提起された事項
- ③ その他必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、会員若干名及び一般社団法人日本行動医学会が委嘱した会員以外の者をもって構成する。委員は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

2. 任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
3. 委員会は、必要に応じて委員以外の専門家の参加を求め、その意見を参考にすることが出来る。
4. 委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

(運営)

第4条 委員長は委員会を招集しその議長となる。

2. 委員長が欠席する場合は、予め代行を指名し、その代行が議長となる。
3. 委員会は、委員の3分2の以上が出席し、かつ会員以外の委員がすくなくとも1名出席しなければ開催できないものとする。
4. 審議の結論は、原則として出席委員の合意を必要とする。
5. 審議経過及び内容は記録として保存する。

(審議手続)

第5条 委員会での審議を希望する者は、倫理審議申請書に必要事項を記載し、理事長に提出しなければならない。

2. 理事長は、申請事項を委員会に諮問し、委員会は第2条に基づき審議する。
3. 委員長は、審議の結果を理事長に答申する。
4. 理事長は、答申を受けた内容を理事会の儀を経て、申請者に通知する。

(改正)

第6条 この規則の改正は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附則)

この規則は、平成25年3月9日より施行する。

この規則は、令和6年6月30日改正、同7月1日より施行する。

一般社団法人日本行動医学会倫理綱領

令和 6 年 7 月 1 日

一般社団法人日本行動医学会は、行動医学に関する学理及びその応用について研究発表、知識の交換、会員相互及び内外の我が国における行動医学の学術研究の発展を図るとともに、行動医学の教育研修に関する事業を行い、学術文化の発展と国民の医療福祉に寄与することを目的とする。

本法人の会員（以下、会員）は、これらの目的達成のために、以下の倫理綱領に従わなければならない。

1. 会員は、行動医学の実践や教育、研究活動にあたっては、社会的責任を自覚し、個人の幸福と福祉の為に、良心に基づいた活動を行わなければならない。
2. 会員は個人の尊厳を十分に認知し、人権を尊重しプライバシーを侵害することがないようにしなければならない。
3. 会員は、行動医学の実践に際して、自らの知識、能力、治療技術の水準を自覚し、常に向上に努めなければならない。
4. 会員は、習得した情報や資料について厳重に管理し、公開・公表する場合は公正を期し、社会的影響についても責任を持たなければならない。
5. 会員が上記の倫理綱領に照らして疑義のある場合は、倫理委員会を随時開催する。

6. 附則

この綱領の変更は、理事会の議決による。

この綱領は、平成 25 年 3 月 9 日から発効する。

この綱領は、令和 6 年 6 月 30 日改正、同 7 月 1 日から発効する。